

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十二年六月二十九日総務省令第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）	（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）
第三条　（略）	第三条　申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関する法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合	一　その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合
二　（略）	二　（略）
三　隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の県域放送をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行	三　隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う日本放

う日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第二条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第二項第一号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

一七八 (略)

四八 (略)

八〇一 (略)

九九歌

卷之四

(移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（全国放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に關し、法第九十二条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第二項第一号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

（略）

四八 (略)

八の二 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合

九九+一 (略)

254 (略)

(移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に關し、法第九十二条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間にことに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下この条において同じ。）の合計が十二を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合
- 2 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（広域放送（放送法施行規則別表第五号（注）七の広域放送をいう。）又は県域放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に關し、法第九十二条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 次のいずれにも該当する場合
- イ 申請者等が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が一を超えないこと（当該放送対象地域の数が一である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接する場合に限る。）。
- ロ 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えないこと。
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

（準用）

第六条 第二条第一項第二号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送につ

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間にことに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）の合計が十二を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

（準用）

第六条 第二条第一項第二号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送につ

いは、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の県域放送をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」とあるのは「コニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条（略）

2（略）

いは、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」とあるのは「コニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条 法第九十三条第一項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第一項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三三三とする。

二二一
二二二 (略)
二二三 (略)

(出資者等)

第十条 申請者（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

二二一 (略)
二二二 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信用地上基幹放送事業者の議決権を有する場合

(出資者等)

第十条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。